

北海道森高等学校校則

第1章 総則

第1条 本校は学校教育法の趣旨に則り中学校教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育および専門教育を施すことを目的とする。

第2章 学期、授業日および休業日

第2条 年次は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わり、学期の区分を4月1日から9月30日までを前期、10月1日から翌年3月31日までを後期の2学期制とする。

第3条 休業日は次の通りとする。

- 1 国民の祝日に関する法律に定める日
- 2 土曜日
- 3 日曜日
- 4 開校記念日 4月15日
- 5 年次始休業日 4月1日～4月7日
- 6 夏季休業日 7月10日～8月31日の間において引き続き25日以内
- 7 秋季休業日 9月末～10月初め2～3日程度
- 8 冬季休業日 12月10日～翌年1月31日の間において引き続き25日以内
- 9 年次末休業日 3月25日～3月31日

校長は教育上特に必要があると認めるときは、2～9項の規定にかかわらず、休業日を授業日とすることがある。

第3章 単位の認定

第4条 学習成績の評定は、定期考査と学習活動を総合して判定する。

第5条 単位修得の認定は次の条件を満たした場合とする。

- 1 欠席時数がその科目の実授業時数の20%以下であること。
- 2 評定が「2」以上であること。

第6条 休学した年次の単位は原則として認めない。

第4章 入学、退学、留学、転学、休学および復学

第7条 入学を許可された者は入学後14日以内に、保証人と連署した所定の誓約書に「住民票」を添え校長に提出しなければならない。

第8条

- 1 保護者は生徒または保証人について、転籍、転居または氏名変更があった場合は速やかに校長に届け出なければならない。
- 2 保証人は学校に対し生徒に関する一切の責任を負うことができるもので、保護者に事故があつ

たときはこれに代わらねばならない。

第9条 生徒が退学、留学または転学を希望する場合は、その理由を書き、本人・保護者署名のうえ、校長に願い出て許可を得なければならない。

第10条 生徒が疾病その他やむを得ない事情によって長期において出席しがたいときは、保護者署名のうえ、校長に休学を願い出ることができる。病気の場合は医師の診断書を添えねばならない。休学期間は1年以内とし、休学期間満了後1ヶ月を経て何らかの手続きのない者は除籍する。

第11条 前条により休学した者が復学を希望するときは、保護者と連署した所定の復学願を提出しなければならない。ただし病気の回復による場合は医師の診断書を添付しなければならない。

第12条 本校に転入学を許可された者の手続きは、第4章第7条に準ずる。

第5章 通学、病欠、忌引、公欠

第13条 生徒は保護者のもとから通学することを原則とする。

第14条 生徒が病気または事故のため欠席、遅刻、早退するときは、保護者は担当教員に届けなければならない。

第15条 感染症に罹患した生徒あるいは同居家族に患者が発生した場合は、その生徒に出席停止を命じ、出校すべき日数として取り扱わない。

第16条 生徒が忌引をするときは校長に届出なければならない。なお、忌引日数については下記の日数内とし、出校すべき日数として取り扱わない。

- | | |
|--------------------|----|
| 1 父母の死亡 | 7日 |
| 2 祖父母、兄弟姉妹の死亡 | 3日 |
| 3 その他3親等ないしは同居する親族 | 1日 |
| 4 法要（2親等以内に限り） | 1日 |

ただし、遠隔地の場合は、往復に要する日数を加算する。

第17条 公認欠席を希望する生徒はあらかじめ校長に所定の用紙で届出をしなければならない。公認欠席が認められた日数については出席日数として取り扱う。

第6章 授業料、その他の経費

第18条 授業料は毎月15日までに納めなければならない。ただし4月分は4月25日まで、2、3月分は2月25日までとする。

第19条 授業料の納付期限以後に納付義務の生じた場合は、当該期の授業料の納付期限は、その月の末日とする。納付期日以前に退学する者は、その際に納付しなければならない。

第20条 休学期間中（ただし3ヶ月以上とする）は授業料を徴収しない。

第21条 授業料が納付期限までに納付されない場合は、生徒および保護者並びに保証人に対して督促を行う。この督促による納付期限（14日以内）に納付しない場合は、生徒に出席停止を命ずることができる。また、出席停止を命じた日から30日を過ぎても納付しない場合は、退学を命ずることができる。

第22条 学校で生徒修学上必要な経費を徴収するときは、生徒はこれを納入しなければならない。

第7章 賞罰

第23条 学校生活の各分野において、特にその業績顕著たる者はこれを表彰することができる。

第24条 学校の規則命令に違反し、その他不都合の行為のある者はこれを懲戒する。

懲戒は次の通りとする。

- 1 学校長訓戒
- 2 停 学
- 3 退 学

第25条 次の各項に該当するときは退学を命ずる。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 学習を怠り成業の見込みがないと認められる者
- 3 正当の理由がなく出席の常でない者
- 4 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第8章 服装規定

第26条

- 1 服装は、本校指定の制服とし、改造は認めない。
- 2 実習・実技は、指定された服装とする。
- 3 上履きは、本校指定の運動靴を着用する。

第9章 雑則

第27条 この校則施行についての細則は別に定める。

生徒心得

この生徒心得は、生徒の人間性を高め、生徒としての本分を全うするために欠くことのできない基本的な事項を規定するものである。

第1章 服装・身だしなみ

第1条 服装

- 1 服装は、本校指定の制服とし、改造は認めない。
- 2 実習・実技は、指定された服装とする。
- 3 履物は、サンダル・ハイヒール等は禁止とし、上履きは本校指定の運動靴を着用する。

第2条 身だしなみ

- 1 頭髪はパーマ・脱色・染色等を認めない。
- 2 化粧や装飾品は認めない。

第2章 校内生活

第3条 欠席・遅刻・早退

- 1 欠席・遅刻・早退するときは、事前に保護者から担任に連絡すること。欠席が長期に及ぶときは、必要に応じて医師の診断書を添えなければならない。
- 2 授業中に遅刻したときは、入室カードを提出しなければならない。
- 3 登校後に外出・早退するときは所定の様式に従って許可を受けなければならない。

第4条 所持品

- 1 学習に不必要な物は持ってこないこと。
- 2 金品の貸借または贈与は避けること。

第5条 校舎・校具の使用

- 1 校舎や校具は大切に扱い、落書き・汚損は厳禁とする。校舎・校具を破損したときは、速やかに学級担任に届け出て、その指示に従わなければならない。修理費は原則として当事者の負担とする。
- 2 ボイラー機械室・電気室・屋上は危険なので立ち入りを禁止する。
- 3 防火扉・消火器・消火栓などの設備は、緊急時あるいは指示のある場合以外は一切触れないこと。

第6条 掲示・出版・放送

生徒が掲示物や印刷物を掲示、あるいは配布、放送するときは、所定の手続きをとらなければならない。

第7条 受験心得

- 1 疑わしい物品の所持、疑わしい行為をしてはならない。
- 2 机上には筆記用具以外の物を置かないこと。
- 3 筆記用具などの貸借を禁止する。
- 4 やむを得ない事情で受験できないときは、速やかに学級担任に連絡を取り、指示に従うこと。

第8条 対外出場

- 1 対外出場するときは、所定の様式に従って許可を受けなければならない。
- 2 次の各項に該当する生徒は、学校代表として出場することはできない。
 - (1) 出校を停止されている者
 - (2) 成績不振科目が4科目以上の者
 - (3) 時数不足科目が1科目以上の者

第3章 校外生活

第9条 アルバイト

- 1 アルバイトをするときは、所定の様式に従って年度ごとに許可を得なければならない。無許可で行うことは厳に禁止する。
- 2 次の各項に該当する生徒は、原則許可されない。
 - (1) 出校を停止されている者
 - (2) 成績不振科目や時数不足科目がある者
 - (3) アルバイトの従事時間や禁止期間を守れない者
- 3 1年次生については学校生活への適応優先のため、入学から夏季休業開始前までの期間は原則許可しない。
- 4 違反した者については、厳しく指導する。

第4章 一般生活

第10条 禁止事項

前の各章に掲げられたもの以外に、次に挙げる事項は厳に禁止する。

- 1 法律で禁止されている行為
喫煙、飲酒、シンナー、薬物等の乱用、交通違反、暴行、恐喝、盗み、強要、放火、
その他法律で禁じる行為
- 2 立ち入り禁止場所（パチンコ店など）への出入り
- 3 公共物の故意の汚損または破損
- 4 午後10時以降の外出、および無断外泊
- 5 その他各項に準ずる行為

第11条 許可を必要とする事項

次に掲げる事項は、所定の手続きを経て許可を受けなければならない。

- (1) 対外出場
- (2) 合宿
- (3) 自動車学校入校
- (4) 練習試合
- (5) 校舎使用
- (6) 進路活動のための欠席
- (7) アルバイト

第12条 届け出を必要とする事項

次に掲げる事項は、所定の手続きを経て届け出なければならない。

- (1) 部費支出伺い書
- (2) 部費決議書
- (3) 下宿届
- (4) 保健室利用カード
- (5) 長期欠席
- (6) 定期考査を受験できない時
- (7) 欠席、欠課、遅刻、早退

付 記

以上各章に掲げた以外に、別掲の「北海道森高等学校校則」に従わなければならない。

運転免許取得に関する規定

- 1 目的 この規定は人命尊重や社会情勢をも考慮し、本校生徒の車両運転による一切の事故を防止すること目的とする。
- 2 自動二輪（含原付）
自動二輪（含原付）の免許取得は禁止とする。
- 3 四輪車 四輪車の免許取得については次の通りとする。
 - (1) 1・2年次については、禁止とする。
 - (2) 3年次については、保護者から申請があり進学先が決定した場合もしくは就職手続きを行っている場合は、前期終業日以降自動車学校への入校を認める。12月以降は進路状況にかかわらず入校を認める。ただし、運転免許試験場における学科試験の受験は本校の卒業後にのみ認める。
 - (3) 自動車学校通学（免許取得）心得
 - ①自動車学校入校中は、いかなる場合も授業・学校行事・生徒会行事・その他補習等、常に学業を最優先とすること。また、考査1週間前から考査終了まで通学することは認めない。
 - ②学校における生活態度で、再三指導され改善の見られない者や成績不振科目・時数不足科目がある者、授業料・諸納金の滞納がある者は、自動車学校への入校を認めない。また、入校中であっても許可を取り消す場合がある。
 - ③懲戒処分中の者は、自動車学校への入校を認めない。また、入校中に懲戒処分または、それに準ずる行為のあった者については、自動車学校への通学の中断・許可の取り消しがある。
 - (4) 申請・手続き
 - ①自動車学校説明会を実施し、必ず本人と保護者で参加する。
 - ②自動車学校への入校を希望する者は、所定の「車両運転免許取得のための自動車学校入校許可願」を提出する。
- 4 違反 本規定に違反した者については、厳しく指導する。

(付則) 本規定は昭和54年4月1日より施行する。

- ・昭和57年7月1日 一部改正
- ・昭和59年12月7日 一部改正
- ・昭和63年4月1日 一部改正
- ・平成6年9月19日 一部改正
- ・平成24年2月1日 一部改正
- ・平成27年1月16日 一部改正
- ・平成27年10月21日 一部改正

生徒会規約

総則

第1条 この会は北海道森高等学校生徒会と称する。

第2条 この会は北海道森高等学校の生徒全員で組織する。

第3条 この会は学校の指導・助言を得て、生徒が自治活動を行い、自治的教養を高めるとともに学校生活を充実し、あわせて学風の昂揚と生徒相互間の共同福祉を増進することを目的とする。

第4条 この会の目的達成のため、次の機関と役員をおく。

(機関)	(役員)
1 HRの会	1 会長 (執行委員会委員長) 1名
2 生徒総会	本会を代表し、会務を総括する。
3 HR委員長会	2 副会長 (執行委員会副委員長) 2名
4 執行委員会	会長を補佐する。
5 監査委員会	3 各常任委員会 7名
6 選挙管理委員会	各委員会を総括する。
7 常任委員会	4 会計 2名
8 部長会	会計の事務を遂行する。
9 部	5 書記長 1名
10 同好会	会の記録及び事務的な仕事を遂行する。
11 外局	6 書記次長 1名
	書記長を補佐する。

第1章 会長および副会長

第5条 会長は立候補制にもとづく全会員の投票により1名選出され、この会を代表して執行委員会委員長を兼ねる。

第6条 副会長は立候補制にもとづく全会員の投票により2名選出され、会長を補佐し執行委員会副委員長を兼ねる。

第7条 会長および副会長の任期は10月1日から翌年9月末日までの1ヶ年とする。

第2章 ホームルームの会

第8条 ホームルームの会はこの会を構成する基本単位であり、生徒会活動に関する事項を実行する義務がある。

第9条 ホームルームの会には互選によって次の役員をおく。

- 1 委員長1名 ホームルームを代表する。委員長はホームルーム委員長会に出席してホームルームの意見を反映させ、ホームルーム委員長会における議事決定を執行する。
- 2 副委員長1名 委員長を補佐する。
- 3 生活・保健・体育・文化・ボランティア・学習・図書 of 常任委員各2名 選挙管理委員1名 各役員は委員会ならびにホームルームの会の決議事項を遂行する。
- 4 その他のホームルームの会に必要な役員はこれをおくことができる。

第10条 ホームルームの会の役員の任期は、4月から9月および10月から3月までのそれぞれ半年とする。

第3章 生徒総会

第11条 生徒総会はこの会の最高決議機関であり、全会員で構成し、次の事項を審議議決する。

- 1 規約の改廃
- 2 部の新設および廃止
- 3 予算および決算報告の承認
- 4 その他の生徒会活動全般にわたる重要事項

第12条 生徒総会は5月に開催されるが、次の場合、臨時に会長が招集する。

- 1 全会員の3分の1以上の署名による要求があるとき。
- 2 ホームルーム委員長会が必要と認めるとき。
- 3 執行委員が必要と認めるとき。

第13条 生徒総会の議決団は、書記長および書記次長が兼任する。

第14条 生徒総会は全会員の3分の2以上の出席により成立し、議決は規約の改廃を除いて出席全員の過半数を要する。ただし、可否同数のときは議長が採決する。

第15条 生徒総会の議題について、会長はあらかじめ会員に周知させなければならない。

第4章 ホームルーム委員長会

第16条 ホームルーム委員長会は生徒総会に次ぐ議決機関であり、各ホームルームの委員長で構成する。ただし、副委員長は委員長の代理をすることができる。

第17条 ホームルーム委員長会は次の場合、生徒会長が招集する。

- 1 執行委員会が必要と認めるとき。
- 2 ホームルーム委員長の4分の1以上の署名による要求があるとき。

第18条 ホームルーム委員長会は、全ホームルーム委員長の3分の2以上の出席により成立し、議決は出席委員の過半数を要する。

第19条 ホームルーム委員長会には執行委員会および全常任委員長が出席し、質問に対して答弁しなければならない。

第20条 ホームルーム委員長会は必要に応じて各機関の代表者の出席を要求することができる。

第5章 執行委員会

第21条 執行委員会は会長・副会長・書記長・書記次長・会計と公募による若干名の執行委員で構成される。

第22条 執行委員会は次の事項を執行する。

- 1 生徒総会およびホームルーム委員長会の決議事項。
- 2 予算および決算書の作成。
- 3 その他執行上必要な具体案の作成。

第6章 監査委員会

第23条 監査委員会はこの会の監査機関であり、会計および物品監査にあたり次の権限をもつ。

- 1 生徒会会計および諸機関の備品を調査する。
- 2 諸機関に対し監査に必要な書類の提出を要求する。

第24条 監査委員会は選挙により選出された監査委員長と各年次から2名ずつ選出された監査委員の計7名で構成する。

第25条 監査委員長および監査委員の任期は10月1日から翌年9月末日までの1ヶ年とする。

第26条 監査委員会には委員の互選によって副委員長1名をおく。

第27条 監査委員会は委員長の招集により月1回の定期委員会を開くが、必要に応じて適時委員会を開くものとする。

第28条 監査報告は9月と年度末に行う。その他必要があれば随時実行し、ホームルーム委員長会・生徒総会の承認を受ける。

第7章 常任委員会

第29条 常任委員会は生活・保健・体育・文化・ボランティア・学習・図書 of 7委員会をおき、ホームルームの当該委員で構成し、各分野の自治活動にあたる。

第30条 各常任委員会には次の役員をおく。

- 1 委員長 1名 委員の互選とし、委員会を運営する。
- 2 副委員長 1名 委員の互選とし、委員長を補佐する。

第8章 外局

第31条 外局は全会員に直接に奉仕する活動機関であり、この目的を理解する同好の会員で構成する。

第32条 外局として次の局をおく。

1 放送局

校内放送の実施、集会または各種行事への協力および施設・設備の維持管理及び校内の広報活動にあたる。

2 吹奏楽局 演奏活動にあたる。

第33条 外局は局員の互選によって次の役員をおく。

- 1 局長 1名 局を代表する。
- 2 副局長 1名 局長を補佐する。

第9章 部

第34条 部はそれぞれの部門で自主的に活動し、技術をみがき個性を伸ばすことによって生徒会に寄与することを目的とする活動機関であり、同好の部員で構成する。

第35条 部の設置には以下の条件を満たすこととする。

- 1 同好会として半年以上の活動の実績があること。
- 2 部申請時に、対外活動に必要な数の同好会員を有すること。
- 3 申請書は執行部に提出し、職員会議の承認を経て、原則として生徒総会の承認を必要とする。ただし、生徒総会の開催が困難なときはホームルーム委員長会の承認で代えることができる。

第36条 部の廃止は廃止基準に基づいて執行委員会が発議し、職員会議の承認を経て、原則として生徒総会の承認を必要とする。ただし、生徒総会の開催が困難なときは、ホームルーム委員長会の承認で代えることができる。

第37条 下記の事項のひとつ以上に該当する場合は部を廃止する。

- 1 活動が目的から著しく逸脱した場合。
- 2 会計上の不正と義務の怠慢があった場合。
- 3 活動が1年以上にわたって停滞した場合。
- 4 その他、存続に不適當な事由が生じた場合。

第38条 部には互選によって次の役員をおく。

- 1 部長 1名 部を代表する。
- 2 副部長 1名 部長を補佐する。

第39条 総合運動部、総合文化部

- 1 総合運動部は、スポーツなどの種目、競技毎に同好の会員が集い、自主的な活動をとおして協働し、個性の伸長をはかることにより、生徒会に寄与することを目的とする。
- 2 総合文化部は、文化的な分野毎に同好の会員が集い、自主的な活動をとおして協働し、個性の伸長をはかることにより、生徒会に寄与することを目的とする。
- 3 総合運動部、総合文化部で活動を行う生徒会員は、申請書を執行部に提出し、職員会議の承認を必要とする。

第10章 同好会

第40条 同好会は生徒の個性の伸長をはかり、協同の精神と責任感を養うことなどを目的とし、同好の会員をもって構成される。

第41条 同好会の設置には、以下の条件を満たすこととする。

- 1 同好会申請時に5人以上の有志を有すること。
- 2 申請書は執行委員会に提出し、職員会議の承認を経て、ホームルーム委員長会の承認を必要とする。

第42条 同好会の廃止については、第36条、第37条の部の廃止に準ずる。

第11章 部長会

第43条 部長会は各部相互の関係を密にし、その活動を円滑にするために設ける。

第12章 会計

第44条 この会の経費は全会員の会費・入会金・その他別収入をもってあてる。

第45条 この会の会費は年額14,600円、新入会の入会金は1,000円とする。

第46条 会計年度は4月1日より、翌年3月末日までとする。

第47条 会計報告は生徒総会と年度末に行う。

第13章 付則

第48条 この会の規約の改正・追加・廃止は、次の発議があるときホームルーム委員長会で審議議決し、生徒総会の3分の2以上の承認を必要とする。

- 1 全会員の5分の1以上の署名による発議。
- 2 ホームルーム委員長会の3分の1以上の署名による発議。
- 3 執行委員会の発議。

第49条 この規約は1992年10月1日より施行する。

ただし、第44条は1993年4月1日より施行する

- ・平成24年 2月 1日 一部改正
- ・平成27年10月13日 一部改正
- ・令和 4年 2月28日 一部改正

第1章 総則

第1条 本規約は本校生徒会における各選挙を公正かつ円滑に行うために定める。

第2条 選挙する役員は、次の通りとする。

- 1 生徒会役員 会長1名、副会長1～2名、書記長1名、会計1～2名
- 2 監査委員長1名

第3条 本規約に基づき、選挙に関する事務は一切選挙管理委員会が担当する。

第2章 選挙および被選挙権

第4条 森高等学校生徒会会員は選挙権および被選挙権を有する。

第3章 選挙期日

第5条 生徒会任期満了による総選挙は、役員の任期が終わる1週間前までに行う。

第6条 総選挙の期日は、必要な事項とともに総選挙2週間前に公示しなければならない。

第7条 補充選挙の公示は投票する1週間前とし、選挙を行う理由を必要な事項とともに公示する。

第4章 投票

第8条 選挙は投票により行う。

第9条 投票は一人1票とし、投票用紙は選挙管理委員会の定めたものを使用しなければならない。

第5章 開票

第10条 開票は即日開票とし、各立候補者の責任者および執行部が立ち会いのもとで選挙監理委員会が行う。

第11条 校内開票とする。

第12条 次の投票は無効とする。

- 1 規定以外の用紙を使用した場合。
- 2 規定以外の事項を記載した場合。
- 3 選挙管理委員会が無効とした場合。

第6章 立候補者

第13条 本規約第1章第2条の役員に立候補する者は、総選挙の公示のあった日から選挙管理委員会の定めた日までに、選挙管理委員長に届け出なければならない。また、立候補を辞退する場合は投票日の5日前までに選挙管理委員長に辞退届を出さなければならない。

第14条 立候補者がいない場合は、ホームルーム委員長会の推薦により全会員の信任投票によって決定する。

第7章 当選

第15条 信任投票の場合、総有効投票数のうち支持投票数が半数以上を当選とする。

第16条 立候補者が定員以上の場合、獲得票数最大のものを当選とする。ただし、総有効投票数の半数以上を獲得していない場合は上位2者によって決選投票を行う。

第17条 獲得投票数が同数の場合は再選挙を行う。

第8章 選挙運動および違反

第18条 選挙運動の実施については選挙管理委員会の定めたものに従う。

第19条 次の行為をした者は違反とし、選挙に関するあらゆる権利を剥奪される。

- 1 金銭物品の供与を行なった場合。
- 2 選挙管理委員会が指定した以外の文・絵画・出版物を使用した場合。
- 3 有権者または他の立候補者・運動者に対して暴行または威圧をした場合。
- 4 選挙管理委員会が違反とみなした場合。

第9章 選挙管理委員会の構成

第20条 選挙管理委員会は各ホームルームから1名ずつの委員によって構成させる。

委員の任期は4月より翌年3月までの1ヶ年とする。

第21条 選挙管理委員会は被選挙権をもたない。また、責任者を兼ねることもできない。ただし、選挙管理委員が立候補する場合はその職を辞して、ホームルームから代わりの委員を選出しなければならない。

第22条 選挙管理委員会には委員の互選により次の役員をおく。

- 1 委員長 1名 本委員会を代表し、会務を総括する。
- 2 副委員長 1名 委員長を補佐する。

第10章 付則

第23条 本規約の改正・追加・廃止には生徒総会の3分の2以上の承認を必要とする。

[生徒会会計細則]

第1条（目的）

この細則は生徒会規約第3条の目的を達成するために、生徒会規約第13章会計を具体化し、会計予算の公正な執行を図ることを目的とする。

第2条（会計の種類）

生徒会会計は一般会計とする。

第3条（会計の納入）

会費は年額14,600円とする。また、入会金は入学時の4月に、会費とは別に1回限り1,000円納入するものとする。

第4条（予算の編成および決定）

予算案は執行委員会が生徒総会に発議し、過半数の承認を必要とする。

第5条（補正予算）

執行委員会は当初予算の執行に不都合が生じた場合、会計年度の途中で補正予算を作成することができる。補正予算作成にあたっては、前条の手続きを経なければならない。

第6条（決算）

決算書は執行委員会が年度末に作成し、監査委員会の監査を受けたのち、生徒総会で過半数の承認を必要とする。

第7条（支出の承認）

生徒会会計予算から支出する場合は、所定の手続きにより学校長の承認を得なければならない。所定の手続きのないもの、また、認印のないものについては生徒会は一切の責任を負わない。

第8条（支出の範囲） 生徒会会計より経費が支給される対外出場の範囲は、体育各部、文化各部および外局にあつては地区大会に限るものとする。監督主将会議に出席するための経費の支給は地区大会に限るものとし、各部局1名2回限りとする。

第9条（算出基準）

対外出場の経費の算出基準は次のとおりとする。

1 泊のとき 普通列車運賃＋7,000円

2 泊以上のとき 普通列車運賃＋14,000円

支給人数は大会要項の人数を越えないものとする。

団体扱いについてはJRの団体規程に準じる。

第10条（経費支出の回数）

部局の対外出場に対する経費の支出は年2回とする。外局の体外出場に対する経費の支出は年2回とする。ただし、外局としての活動上必要な経費は別途支出するものとする。執行委員会の出場に対する経費の支出は特に回数を定めない。ただし、年間延べ10人を越えないものとする。

第11条（改廃） この細則の改正・追加・廃止には、生徒総会で過半数の承認を必要とする。

第12条 この細則は平成12年4月1日より実施する。

- ・平成27年 1月16日 一部改正
- ・令和 2年 4月 1日 一部改正

[対外活動に関する規定]

第1章 総則

第1条 目的

この規定は本校生徒を学校教育活動の一環として対外試合、大会その他に参加させる場合の基準、取扱いについて定めたものである。

第2条 対外活動の範囲

- 1 高文連、高体連、高野連主催及び共催
- 2 国民体育大会
- 3 教育機関や各競技団体主催、共催の行事
- 4 生徒会活動について校長の認めたもの
- 5 その他の対外活動については審議会を経て校長が認めたもの

第3条 参加回数

大会の参加回数については6大会以内とする。地区大会から全道、全国へ進んだ場合はこれを1大会と数える。

第4条 参加資格

対外活動に参加する場合、次の各号をみたしていること。ただし、特別な理由がある場合は別途審議する。

- 1 他の部・外局・同好会を退部してから2か月以上経過したもの。ただし、1年次の夏季休業以前はこの限りでない。
- 2 学業・行動ともに良好なもの。
- 3 医師の健康診断の結果、健康なもの。
- 4 保護者の承諾を得たもの。

第5条 無資格および回復措置

- 1 次の各号に該当するものは対外活動に参加できない。
 - (1) 成績不振科目が4科目以上のもの。
 - (2) 時数不足科目が1科目以上のもの。ただし、時数不足が解消された場合は出場を認める。
- 2 時数不足で特別の事情がある場合は教務部で検討し職員会議で考慮することができる。

第6条 公認欠席

対外活動に参加するものは「公認欠席の認定・取扱いに関する規程」によって処理される。

第7条 参加経費および算出基準

- 1 函館地区 生徒会会計より支出され、基準は生徒会会計細則による。
- 2 全道・全国 体育文化後援会より支出され、基準は会則の別表による。

第8条 参加手続

参加手続きは下記の書類を整えて校長の許可を受ける。

- 1 大会要項
- 2 対外活動参加申請書
- 3 対外活動参加届

第9条 参加日数

- 1 参加日数については、大会要項にもとづく日数とする。
- 2 大会(試合)が終わったらただちに帰校すること。ただし、列車の都合で帰校できないときは、現地もしくは途中宿泊を認めることがある。

第10条 活動報告

対外活動に参加した場合、帰校後結果を所定の様式により報告し、必要により精算書を提出しなければならない。

第11条 審議会

1 この規程に該当しない場合は審議会を経て職員会議において決定する。

2 審議会は下記の構成メンバーとする。

高文連幹事、高体連幹事、教務部長、生徒指導部長、生徒会担当および事務長

第2章 運動部

第12条 地区大会出場人数

1 各部の出場人数は大会要項に準ずる。

2 出場を認められたもの以外の部員の引率については次の項に限って認める。

(1) 高体連（インターハイ）。

(2) 高野連（春・夏）ただし準決勝以上。

(3) 国体 授業に支障のない限り認める。

第13条 全道大会以上の出場資格

1 全道大会への出場は地区大会の結果により出場権を得た場合これを認める。

2 全国大会への出場は全道大会の結果により出場権を得た場合これをみとめる。

第14条 練習試合

練習試合については第8条の出場手続きをとるものとし、休業日をあて日帰りとする。

第15条 指定強化選手

指定強化選手についてはその都度審議会で審議する。

第3章 文化部・外局・同好会

第16条 参加人数・作品の応募

1 参加人数については大会要項に準ずる。

2 作品の応募のみについては回数を問わない。

3 同好会の出場についてはその都度審議会で審議する。

第17条 全道大会以上の参加

1 大会規定により出場権を得たものおよびそれに準ずるもの。

2 参加人数について規定のないものは審議会で審議する。

第4章 全校応援

第18条 部活動の応援については、教職員の発案により職員会議で決定する。

第5章 生徒会各種委員会

第19条 参加条件

生徒会各種委員会が対外活動に参加する場合は学校長の承認を必要とする。

第6章 付則

第20条 規約の改廃

この規約の改廃は職員会議の議決を必要とする。

第21条 施行

この規定は昭和60年4月1日より施行する。

- ・平成24年 2月 1日 一部改正
- ・平成27年 2月19日 一部改正

[体育文化後援会生徒派遣旅費算出規定]

平成27年1月16日改正

- 1 全道大会の出場規定は、次の通り支給する。
 - 1 鉄道賃・バス賃 学割または団体割引 実費
 - 2 特急料は、森から開催地まで100km以遠の距離がある場合特急料実費
 - 3 宿泊料は、5,000円とする
 - 4 本校又は、他校との合同によるバスの借り上げによる時は、生徒1人あたりの実費=バス賃を支給する

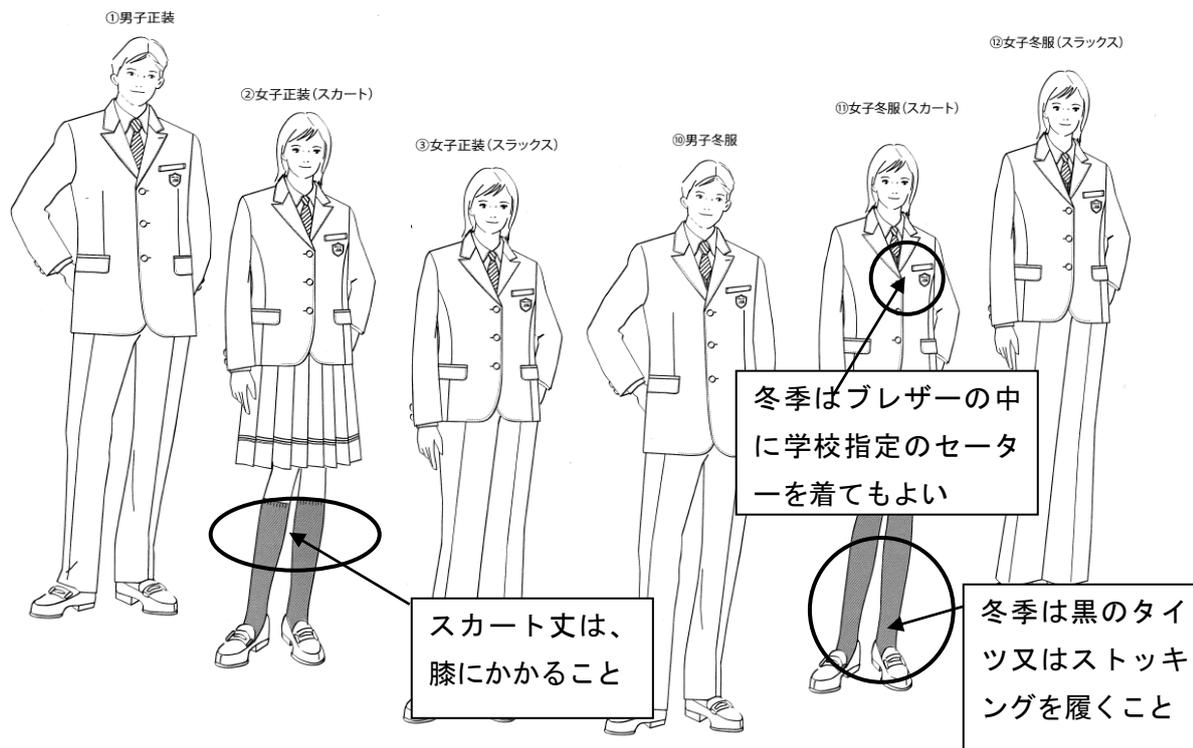
- 2 全国大会の出場の経費は、次の通り支給する
 - 1 鉄道賃・バス賃 学割又は団体割引 実費
 - 2 特急料は、森から開催地まで100km以遠の距離がある場合特急料実費
 - 3 宿泊料は、5,000円とする
 - 4 1より航空機利用のほうが安価の場合は、航空運賃実費

[全道大会参加規定について]

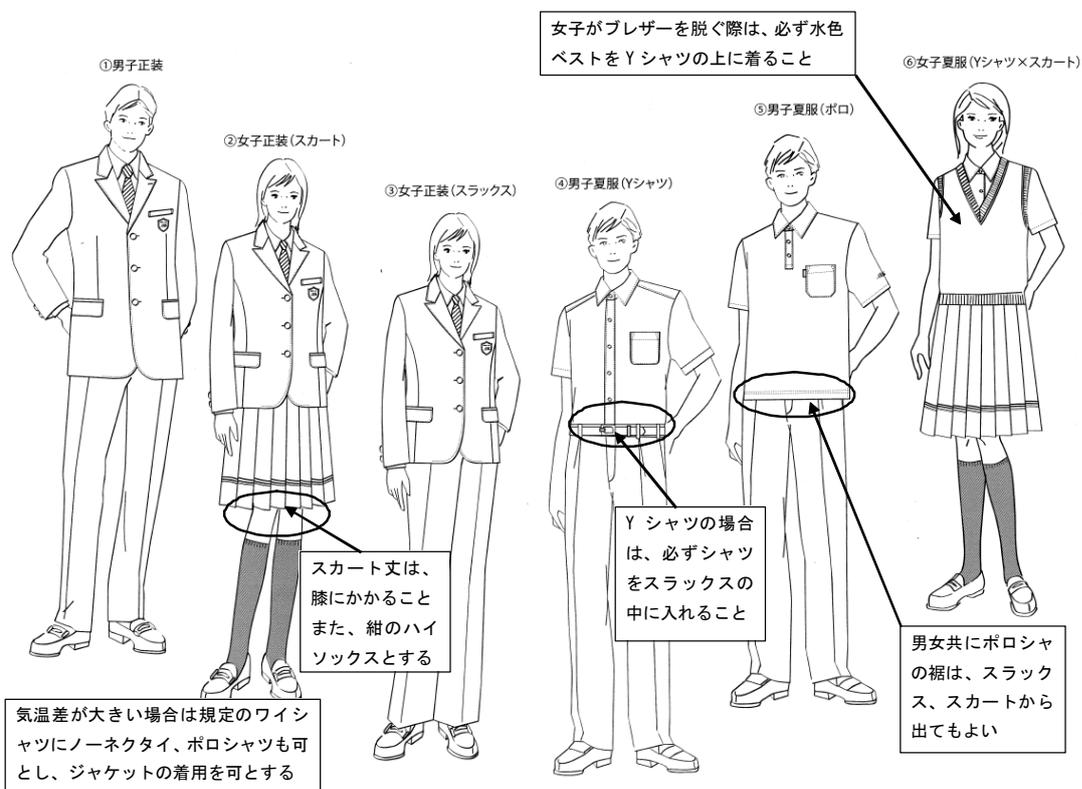
平成10年10月27日改正

- 1 その年度の高体連、高文連、高野連の参加規定に基づく。

制服の着こなし方法



夏季略装



制服着用年間一覧表

服 装	取扱	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		夏季略装期間						冬季期間					
ブレザー	指定	○	○	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○
ネクタイ	指定	○	○	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○
ワイシャツ		○	○	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○
ポロシャツ	指定	×	×	△	△	△	△	×	×	×	×	×	×
ニットベスト	指定	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
セーター	指定			×	×	×	×						
ハイソックス (女子のスカート着用者のみ)		△	△	△	△	△	△	△	△	×	×	×	×
ストッキング・タイツ (女子のスカート着用者のみ)		△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○

○:必ず着用する。

△:着用しても良い。

×:着用してはならない。

□:男子→着用しても良い。女子→ブレザーを脱ぐ場合は着用しなければならない。

補足事項

①夏季略装期間スカート着用時のソックスは、暑さ対策として18cm程度のソックスを着用できます。

②TPOに合わせた着こなしを考えられる人になってほしい。

Time (時間)、Place (場所)、Occasion (場面)

- 登下校や校外学習、講演・講話など校外に人と接する時こそ身だしなみを整える意識をしましょう。

(教員は、森高校の生徒がだらしない生徒、ルールを守れない生徒と思われたくありません)

- 儀式や集会こそ身だしなみを整える時だということを知っている人になってほしい。

- リラックスできる時は、ネクタイを外したり、上着を脱いだりしてリフレッシュしましょう。

(しかし、シャツの裾を出す、ボタンを2つ以上外すのは、だらしないので止めましょう)

③スカート着用時に防寒としてタイツの上にソックスを着用する時は、くるぶしより短いもので黒色の無地、タイツと同系色のものを着用してください。